

日韓条約 60 年を問う—日韓市民・宗教者共同宣言

はじめに

2025 年は、日本と大韓民国（以下、韓国）の国交正常化 60 年、日本の敗戦と朝鮮半島解放 80 年、乙巳保護条約締結 120 年を迎える歴史的転換点の年です。日韓市民・宗教者はこれを心に刻み、友情と歴史の和解、平和のメッセージを共に分かち合います。

1965 年に締結された日韓基本条約は、朝鮮戦争停戦と冷戦体制の限界の中で、日本の植民地支配に対する歴史的責任と賠償問題を明確にしないまま締結され、日韓米軍事協力の基盤となりました。それにもかかわらず、両国の市民は文化的・経済的交流を通じて関係を深めてきましたが、強制動員や日本軍「慰安婦」問題など、植民地支配の被害者の尊厳は依然として、完全に回復されていません。さらに日本は、まだ朝鮮民主主義人民共和国（以下、朝鮮）と国交を樹立していません。

責任ある国家は加害の歴史を文明史の問題として受け止め、これを恥ずべきこととして認識し、優先的に解決しなければなりません。ドイツのシュタインマイヤー大統領は「侵略戦争とユダヤ人虐殺の「歴史的責任には終わりが無い」と明言したのに続き、植民地支配責任に言及しました。

このように過去の過ちを率直に認め、深く反省することが成熟した国家の責務であるという認識が国際的に広がっています。戦後のパレスチナ問題に対する責任は問われねばならないとしても、ドイツはナチスの犯罪に対して全面的な謝罪と補償を実践し、米国は日系アメリカ人の強制収容に対して謝罪と補償を行いました。デンマークとフランスも植民地主義の過ちを反省し、謝罪しました。これは、過去の過ちを認め、責任を負うことが国際社会で信頼を得る道であることを示しています。

日韓関係もこの流れに歩調を合わせなければなりません。植民地支配、朝鮮戦争、冷戦構造を貫く日韓基本条約の限界を認め、武力と脅迫によって締結された 1905 年乙巳保護条約（第二次日韓協約）、1910 年韓国併合条約が不法・無効であることを認め、そこから生じた問題を正さなければなりません。

過去に目を背け、否定することは不信と敵意の悪循環を深めていきます。逆に、過去を率直に見つめ、反省することは、和解と平和、相互理解を開く道となります。日韓の市民・宗教者は、過去を直視し、東アジアの和解と平和の未来を切り開く道に責任をもって、共に歩んでいきます。

日韓基本条約第 2 条・第 3 条の問題

1910 年 8 月 22 日韓国併合条約及びそれ以前に締結されたすべての条約と協定は不法無効です。

日韓基本条約は、日本が植民地支配に対する謝罪を拒否し、外交的妥協を通じて締結されました。植民地支配の責任に全く言及せず、当時の韓国社会の学生・市民の強力な抵抗にもかかわらず締結された条約は、お互いに有利な解釈を可能にする曖昧な文言が含まれ、その結果、植民地支配に関わる重大な人権侵害問題は引き続き対立と葛藤の争点として残ってきました。

日韓基本条約第 2 条は「1910 年 8 月 22 日以前に大日本帝国と大韓帝国との間で締結されたすべての条約及び協定は、もはや無効である（already null and void）ことが確認される」となっています。韓国はこれにより、日本の植民地支配が最初から無効であったと主張しますが、日本政府はこれを「締結時より有効であったが、1948 年の大韓民国成立時に無効となった」と解釈し、植民地支配に対する責任を回避しています。

1905 年乙巳保護条約と 1910 年韓国併合条約は軍事的圧力と脅迫によって締結されたもので、国際法的に無効です。1963 年、国連国際法委員会報告書では、乙巳保護条約が強制または脅迫によって締結された無効な条約であると判断し、国連総会はそれを採択しました。これは日本の植民地支配が国際法的に正当化できないことを示す重要な事実です。

これらの条約が締結されるまでの歴史的脈絡を見れば、その不法性がより明かです。

1876 年の日朝修好条規以降の近代日韓関係は、常に日本の武力による朝鮮半島への介入と膨張政策の歴史でした。日清戦争と日露戦争を通じて朝鮮を外交・軍事的に圧迫した日本は、1904 年大韓帝国による中立宣言を踏みにじり、不可侵の中立国領土を不法に強制占領し、乙巳保護条約と韓国併合条約を軍事的脅迫によって締結し、これは 36 年にわたる植民地支配につながりました。これに対抗して、朝鮮の民衆は日本による軍事的暴力や虐殺に対する抵抗が一日も休むことなく続けました。このような一連の展開は、今日「朝鮮植民地戦争」と位置づけられ、私たちは日本の朝鮮半島植民支配が不法な武力と強制によるものであったことを確認します。

日韓基本条約第 2 条の解釈は、日本の植民地支配の不法性とそれによる人権侵害に対する責任を解決する上で重要な基準となります。日本は過去の過ちに対する法的責任を回避しており、それによる被害は未解決のままです。したがって、日本は歴史の正義と人権に基づいた正確な解釈を通じて、過去の不正を法的に認め、それに伴う責任を明確にしなければなりません。1910 年 8 月 22 日及びそれ以前に締結された

すべての条約と協定が不法無効であることを日韓両国が認め確認しなければならず、このような共同の認識の上で日韓両国は平和で公正な未来を共につくっていくことができます。

朝鮮半島には、国際連合が認める二つの国家が存在します。

日本の植民地支配の歴史責任を全ての朝鮮半島レベルで完全に清算するためには、日朝間の関係改善と植民地支配責任の整理が欠かせません。ヨーロッパで冷戦体制が侵略国であるドイツの分断を中心に形成されたのと異なり、東アジアの戦後体制は戦争の責任が全くない朝鮮半島の分断を中心に形成されました。日本の植民地支配とその後遺症による冷戦が朝鮮半島にもたらした悲劇です。

朝鮮半島の分断は、解放後の朝鮮半島と日本の関係にも決定的な影響を与えました。日本の植民地支配が朝鮮半島全域にわたって行われたにもかかわらず、日韓基本条約は韓国と日本の間で締結されました。その一方、朝鮮と日本は、植民地支配問題の清算が行われないまま敵対関係を続けてきました。このため、植民地支配の歴史責任に関する議論と措置が効力を及ぼす範囲は、必然的に朝鮮半島の南、つまり休戦ライン以南に限定されるしかありませんでした。

日韓両国政府は日韓基本条約で、「大韓民国政府は、国際連合総会決議第 195 号(III)に明らかに示されているとおりの朝鮮にある唯一の合法的な政府であることが確認される」(第 3 条)と合意しました。しかし 1991 年、韓国と朝鮮が同時に国際連合に加盟したことにより、朝鮮半島には国際連合が認める二つの国家が存在する現実を否定できなくなりました。

したがって、日韓基本条約第 3 条を克服し、朝鮮半島全域で植民地支配の歴史責任を清算するためには、朝鮮と日本との間で基本条約締結と外交関係樹立に相当する措置が取られなければなりません。

私たちは、日本政府が植民地支配の責任に背を向けたまま、朝鮮を孤立させる敵視政策を撤回し、歴史の反省と新しい日韓関係に対する展望を前提に、朝鮮と国交正常化交渉に乗り出すことを希望します。朝鮮と日本の歴史責任の清算と国交正常化は、朝鮮半島の分断と戦争、そしてその後の冷戦的対立状態が現在も続いていることに対して、日本が責任を果たす道でもあります。日朝間の敵対関係の解消は、70 年以上続いた朝鮮半島の不安定な停戦体制を恒久的な平和体制に転換することに大きく貢献するでしょう。

日韓基本条約 60 年の評価と課題

1951 年サンフランシスコ平和条約と 1965 年の日韓基本条約は、日本の戦争犯罪と植民地支配に対する責任を適正に扱いませんでした。サンフランシスコ平和条約では植民地被害国が除外され、日韓基本条約は日本の植民地支配に関する法的責任を解決しませんでした。日本は日韓請求権協定を根拠にこの問題が「完全かつ最終的に解決された」として謝罪と賠償を拒否しています。しかし、植民地主義に根差したあらゆる差別を禁じる人種差別撤廃条約が第 20 回国連総会で採択された 1965 年に締結された日韓条約は、植民地主義とその差別を克服しようとする戦後国際人権法がめざす方向に逆行する戦後植民地主義の結果であると私たちは考えずにおれません。さらに、「奴隷制と奴隷貿易は人道主義に反する犯罪である」と明記し、植民地主義を批判した 2001 年の「ダーバン宣言」はこれを一層明確にしています。

日本は様々な首相の宣言を通じて、過去の歴史責任に対する謝罪と和解を試みました。河野談話(1993)、村山談話(1995)などは日本軍「慰安婦」と植民地支配に対する謝罪を表明し、金大中・小渕共同宣言(1998)と小泉訪朝による日朝平壤宣言(2002)は日韓・日朝関係改善のための重要な節目でした。特に、菅直人談話(2010)は、日本の植民地支配が韓国人の意思に反するものであったことを認め、韓日関係改善の重要な転機をつくりました。しかし、安倍首相以降、日本は過去史問題で後退を見せ、2015 年の慰安婦問題合意も実質的な解決を達成できませんでした。

強制動員と日本軍「慰安婦」問題とは、まさに植民地支配と戦後植民地主義から生まれた深刻な人権侵害事件です。しかし、日本はこれに対する謝罪と賠償を依然として拒否し、法的責任を認めていません。韓国大法院(最高裁判所)は、2018 年強制動員に関する判決以降、一連の裁判を通して不法な強制占領による強制動員被害者と日本軍「慰安婦」の受けた被害に対する個人請求権は消滅していないとの判決を下し、被害者たちに手を差し伸べました。日本の最高裁判所も 2007 年の判決で被害者個人の賠償請求権自体が消滅したわけではなく、ただ裁判を通じた法的救済権能だけが制限されたと判決で示した経緯があります。日本政府は自ら何度も国会で個人請求権が生きていると明らかにしたにもかかわらず、その後立場を覆しました。

さらに、日韓基本条約締結に伴う法的地位協定によって国籍としての「韓国」を選んだ者にだけ「協定永住」を許可することによって在日社会に法的地位による分断を深め、またこの条約締結を契機に 1965 年 12 月の文部次官通達によって当時の文部省は在日韓国・朝鮮人に対する同化教育を強化し、また朝鮮学校を「各種学校」の認可からも排除しようとしたのです。日本政府によるそのような植民地主義的な民族差別が今日の朝鮮高校無償化除外の差別につながっていることを私たちは忘れてはなりません。

一方、日韓市民社会は日本の植民地支配の責任問題を正面から凝視して清算し、人権を土台に歴史正義

と和解を成し遂げ、日韓市民の関係を実質的に回復するために共に協力し連帯してきました。1990年代から 2000 年代にかけてアジア各地の戦争および植民地被害者が日本政府と企業を相手に謝罪と賠償を要求する約 100 件の訴訟を日本で提起し、その半分以上は韓国人または在日朝鮮人が原告でした。日本司法府の消極的な法解釈で勝訴には至りませんでした。数多くの日本市民と日本人弁護士、在日韓国・朝鮮人弁護士が共に闘いました。

関東大震災の朝鮮人虐殺、朝鮮人強制連行と強制労働に対して日本市民社会は粘り強い調査活動を遂行し、被害者と遺族を招請して追悼式を行いました。この活動は在日朝鮮人の歴史学者たちの先駆的研究と韓国・中国研究者および市民団体との協力の中で行われ、日本国内の歴史修正主義に対抗して真実を守る働きを日本の市民社会と国際連帯によって果たしてきました。

私たちの決意と呼びかけ

今、世界は第二次世界大戦後、最も危険な状況に直面しています。ロシア-ウクライナ戦争とイスラエル-パレスチナ戦争が続いており、米国のトランプ政権の再登場は国際的な分断と対立を激化させています。米国発関税戦争で世界貿易秩序も大混乱に陥っています。このような時代的転換期の中で、私たちが記憶しなければならないことは、戦後ヨーロッパが廃墟の上で共同体を築くことができた力は国家ではなく、1968年フランス学生革命の精神を継承した市民の歴史に対する確固たる認識と平和に対する熱望だったという事実です。

ドイツとフランスの市民が歴史歪曲に対抗し、真実を求めて連帯することで、戦後のヨーロッパの道徳的基礎を築いたように、日韓市民社会もキャンドル革命と平和憲法を守る運動などで互いに連帯と支持を表明し、歴史和解と平和の東アジア共同の家を作るために努力してきました。これは 2024 年の年末以来、内乱終息に向けた韓国の平和市民運動に日本市民が連帯する姿につながっています。

そこで私たちは次の課題を提起し、実践していきたいと考えています。

1. 日韓両国の「正義に基づいた歴史和解」を市民レベルの核心の課題とすべきです。歴史を直視することは、加害国と被害国の市民間の理解を深め、友好的な関係を構築するために不可欠です。日韓の市民は、過去の壁を越えて歴史和解の広場で出会い、アジアと世界の平和に向けた新しい時代を開かなければなりません。そのために日韓両国は新しい未来と平和のための条約と協定を改めて準備しなければなりません。
2. 植民地支配により大きな苦しみを受けた在日韓国人・朝鮮人は、解放後、差別に耐えながら母国と日本社会をつなぐ架け橋となり、多文化共生社会の実現に貢献してきました。私たちは彼らの試練と歴史的足跡を共有し、在日永住者の地方参政権付与と朝鮮学校（高校・幼稚園）無償化の実現を和解と連帯の課題として力強く実践していきます。
3. 日本と朝鮮、米国と朝鮮の関係正常化は、東アジアの平和定着のための喫緊の課題です。日本と朝鮮は、日朝平壤宣言を基に国交正常化と相互連絡事務所の設置を検討すべきであり、日本は誤った過去を正しく認識し、謝罪と賠償を通じて相互信頼を築くべきです。さらに、朝鮮と米国が関係正常化に取り組むようにし、南北の停戦状態を朝鮮半島の恒久的な平和体制に転換しなければなりません。
4. 米軍駐留に基づく東アジア冷戦対立体制を超えなければなりません。日米韓軍事協力の強化、アジア版 NATO、台湾有事の際の対応構想など、敵を想定して排除することでは平和を実現できません。朝鮮、ロシア、中国は和解と平和を共に築くべき隣人であり、友人であるべきです。日本は平和憲法 9 条を維持し、その意義を高めていかなければなりません。私たちは、東アジア多国間安全保障協力体制など、平和に基づく域内秩序の構築と、日韓被爆者が訴える「非核平和」の声を継承し、核兵器のない世界を作るために努力していきます。

戦争放棄をうたう憲法 9 条を守ってきた日本の市民と、独裁政権を倒して民主主義を深化させてきた韓国の市民は、東アジアの平和をけん引する原動力です。

私たち日韓両国の市民・宗教者は、歴史の和解を通じて、日韓関係および南北関係の試練と困難を乗り越えて、平和が深く根を下ろし、友好の花が咲き誇る世界に向かって、手を取り合って前進してまいります。

呼びかけ人：

<日本側44名>

飯塚拓也（日本キリスト教協議会東アジアの和解と平和委員会委員長）、石川勇吉（愛知宗教者平和の会）、内田雅敏（弁護士）、江上彰（日本山妙法寺）、大倉一美（カトリック東京教区司祭）、大嶋果織（日本キリスト教協議会総幹事）、太田修（同志社大学教授）、小田川興（在韓被爆者問題市民会議）、小野文瑛（宗教者九条の会共同代表）、北村恵子（日本キリスト教協議会女性委員会委員長）、金性済（日韓和解と平和プラットフォーム書記）、金聖泰（牧師／在日大韓基督教会東京教会）、くじゅう のりこ（東アジアの和解と平和ネットワーク）、酒井陽介（イエズス会／上智大学神学部教員）、佐藤信行（外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会）、佐野通夫（東京純心大学教員／朝鮮学校「無償化」除外に反対する連絡会共同代表）、潮江亜紀子（外国人住民基本法の制定を求める神奈川キリスト者連絡会）、白石孝（日韓市民交流を進める希望連帯）、慎蒼宇（法政大学教授）、申容燮（大阪 KCC 館長）、鈴木和枝（不二聖心女子学院教員）、鈴木敏夫（子どもと教科書全国ネット 21 代表委員）、平良愛香（平和を実現するキリスト者ネット）、高田健（許すな！憲法改悪・市民連絡会）、武田隆雄（日本山妙法寺僧侶／平和をつくり出す宗教者ネット共同代表）、崔善愛（ピアニスト／『週刊金曜日』編集委員）、鄭守煥（在日大韓基督教会総幹事）、戸塚悦朗（弁護士／英国王立精神科医学会名誉フェロー）、中井淳（日本カトリック正義と平和協議会）、長澤裕子（ソウル大学校アジア研究所）、野平晋作（ピースボート共同代表）、長谷川和男（朝鮮学校無償化排除に反対する連絡会共同代表）、林尚志（イエズス会下関労働教育センター）、比企敦子（日本キリスト教協議会教育部）、菱山南帆子（戦争させない・9 条壊すな！総がかり行動共同代表／許すな！憲法改悪・市民連絡会事務局）、飛田雄一（神戸青年学生センター）、昼間 範子（日本カトリック正義と平和協議会）、藤本泰成（フォーラム平和・人権・環境 顧問）、藤守義光（日本キリスト教協議会総務）、光延 一郎（日本カトリック正義と平和協議会）、柳時京（日本聖公会／大阪川口キリスト教会）、吉高叶（日本キリスト教協議会議長）、渡辺健樹（日韓民衆連帯全国ネットワーク共同代表）、渡辺多嘉子（平和を実現するキリスト者ネット）

<韓国側91名>

カン・ウイル（主教、前 天主教 済州教区長）、キム・キョンミン（韓国 YMCA 全国連盟 事務総長、日韓和解と平和プラットフォーム 共同代表）、キム・グイオク（民主化のための全国教授協議会 常任共同議長、漢城大学 教授）、キム・ドンミョン（韓国労働組合総連盟）、キム・ミンムンジョン（韓国女性団体連合 常任代表）、キム・ミンファン（作家、高麗大学 名誉教授）、キム・サムヨル（独立有功者遺族会 会長）、キム・サングン（牧師、前 KBS 理事長）、キム・ヨンジュ（平和主権行動「平和の彼方」理事長）、キム・ヨンホ（前 産業通商資源部長官、前 ユンハン大学 総長）、キム・インレ（趙素昂先生記念事業会 会長）、キム・ジェハ（全国民衆行動 常任共同代表）、キム・ジョンギル（第 45 周年 5.18 光州民衆抗争記念行事 委員長）、キム・ジョンリョク（反民特委記念事業会 理事長）、キム・ジョンホン（画家、前 ソウル文化財団 理事長）、キム・ジョンセン（韓国キリスト教協議会 総務、日韓和解と平和プラットフォーム 共同代表）、キム・ジュンベ（前 MBC 社長）、キム・テイル（夢香・呂運亨先生記念事業会 理事長）、キム・ピョンス（韓国民衆総連 理事長）、キム・フィジュン（大主教、前 天主教 光州大教区長）、ナム・ギジョン（ソウル大学 日本研究所 教授、外交広場）、ナム・プウォン（アジア太平洋 YMCA 連盟 総務総長）、ノ・ジンチョル（環境運動連合 共同代表）、リュ・ジョンヨル（DMZ 平和ネットワーク 理事長）、ミョンジン（元老僧）、パク・ソンム（茶山研究院 理事長）、パク・ソグン（非常行動 共同議長、韓国進歩連帯 常任共同代表）、ペク・ナクチョン（ソウル大学 名誉教授、創批 名誉編集人）、ソ・ジュンソク（成均館大学 名誉教授）、ソン・ミヒ（「我が学校と子どもたちを守る市民の会」代表）、ソン・ソンヨン（京畿市民社会団体連帯会議 常任代表）、ソン・チョルウォン（現代史記録研究院 院長）、シン・グァンウ（韓国 YMCA 全国連盟 理事長）、シン・ナクギン（前 文化体育部 長官、前 女性有権者連盟 会長）、シン・スンミン（キリスト教社会研究院 院長）、シン・インリョン（前 梨花女子大学 総長）、シン・フンボム（ジャーナリスト、朝鮮自由言論守護委員会 委員長）、シム・ジョンス（彫刻家、国際環境彫刻委員会 委員）、アン・ピョンウク（カトリック大学 名誉教授、前 韓国学中央研究院 院長）、アン・ジェウン（牧師、前 アジアキリスト教協議会（CCA）総務）、アン・チュンソク（神父、前 天主教正義具現全国司祭団 共同代表）、ヤン・ギョンス（全国民主労働組合総連盟 委員長）、ヨム・ムウン（文学評論家、前 民族文学作家会議 理事長）、オク・ヒョンジン（大主教、天主教 光州大教区長）、ユ・ホンジュン（明知大学 招聘教授、前 文化財庁長）、ユン・ギョング（前 漢城大学 総長、親日人名辞典編纂委員長）、ユン・ソギン（希望製作所 理事長）、ユン・ジョンモ（作家、前 韓国作家会議 理事長）、イ・ナヨン（正義記憶連帯 理事長）、イ・マニョル（淑明女子大学 名誉教授、前 国史編纂委員長）、イ・ブヨン（ジャーナリスト、東亜自由言論守護委員会 委員長）、イ・ワンギ（新言論フォーラム 代表、第 15 代放送文化振興会 理事長）、イ・ヨングル（全国非常時局会議 常任共同代表）、イ・ウジェ（故尹奉吉月進会 名誉理事長）、イ・ウンジョン（全国女性連帯 常任代表）、イ・ウィヨン（経済正義実践市民連合 共同代表）、イ・ジャンヒ（韓国外国語大学 名誉教授）、イ・ジェソン（自主統一平和連帯青年学生委員会 常任代表）、イ・ジュンシク（前 独立記念館 館長）、イ・テホ（参与連帯 平和軍縮センターセンター長）、イ・ヒョナムン（朝鮮義烈団 記念事業会 会長）、イ・ホンジョン（自主統一平和連帯 常任代表議長）、イム・ウテク（大学 YMCA 全国連盟 会長）、イム・ジンテク（パンソリ 名唱）、イム・ホニョン（文学評論家、民族問題研究所 理事長）、チャン・ワンイク（弁護士、前 親日反民族行為者 財産調査委員会 常任委員）、チャン・イムウォン（医療人、前 民主化のための全国教授協議会 常任代表）、チャン・フェイク（ソウル大学 名誉教授）、チョン・ジヌ（言論非常時局会議 代表）、チョン・ソンホン（DMZ 生命平和の丘 理事長、前 セマウル運動中央 会長）、チョン・ヨンジュ（前 KBS 社長）、チョン・ヨニ（全国女性農民会総連合 会長）、チョン・インソン（円仏教 教務、日韓和解と平和プラットフォーム 共同代表）、チョン・ヘグ（前 大統領直属 政策企画委員会 委員長、聖公会大学 教授）、チョン・フィソン（詩人、前 民族文学作家会議 理事長）、チョ・ソンドウ（歴史記憶平和行動 常任代表）、チョ・ソンホ（自由言論実践財団 理事長）、チョ・ホンジュ（興士団 理事長代行）、ジソン（元老僧、実践僧伽会 前代表）、ジ・ウニ（前 正義記憶財団 初代理事長）、チン・ヨンジョン（参与連帯 共同代表）、チェ・ヒワン（民族美学研究所 所長）、チェ・ヨンチャン（貧民解放実践連帯 共同代表）、チェ・フィジュ（進歩大学生ネット 全国代表）、ハ・ウォノ（全国農民会総連盟 議長）、ハン・ジョンボム（1980 年解職言論人協議会 代表）、ハン・チュンモク（韓国進歩連帯 常任共同代表、日韓和解と平和プラットフォーム 共同代表）、ハム・セウン（神父、抗日独立先烈顕彰団体連合 会長）、ヒョン・ギヨン（作家、前 韓国文学芸術振興院 院長）、ファン・ソギョン（作家、万海文学賞 受賞者）

賛同署名へのご案内

団体、あるいは個人で賛同署名くださる方は、以下の Google フォーム・リンク、ないしその QR コードからご署名手続きをお願いいたします（紙媒体での賛同署名記入は受け付けておりません）

賛同署名締切：2025 年 6 月 15 日

<https://forms.gle/je4AQWmmwRCCQB2Y7>

